

発委第2号

東浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

東浦町議会会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年3月21日提出

提出者	東浦町議会議員	山	下	享	司
	東浦町議会議員	三	浦	雄	二
	東浦町議会議員	間	瀬	元	明
	東浦町議会議員	大	川		晃
	東浦町議会議員	水	野	久	子
	東浦町議会議員	秋	葉	富	士子
賛成者	東浦町議会議員	前	田	明	弘
	東浦町議会議員	北	野	興	地
	東浦町議会議員	間	瀬	宗	則
	東浦町議会議員	久	松	純	志
	東浦町議会議員	赤	川	操	恵
	東浦町議会議員	山	田	眞	悟
	東浦町議会議員	長	坂	知	泰
	東浦町議会議員	森		靖	広

東浦町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

東浦町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年東浦町条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後			改正前		
(定義) 第2条 略 2から9まで 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。 11 から13まで 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2から4まで 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 略 2から9まで 略 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。 11 から13まで 略 (利用及び提供の制限) 第12条 略 2から4まで 略 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		
第12条第1項の項から第12条第2項第1号の項まで 略			第12条第1項の項から第12条第2項第1号の項まで 略		
第38条 第1項 第1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5 項の規定によ り読み替えて 適用する同条 第1項及び第 2項（第1号 に係る部分に 限る。）の規 定に違反して 利用されてい	第38条 第1項 第1号	又は第12条 第1項及び第 2項の規定に 違反して利用 されていると き	第12条第5 項の規定によ り読み替えて 適用する同条 第1項及び第 2項（第1号 に係る部分に 限る。）の規 定に違反して 利用されてい

		るとき、番号 利用法第 20 条の規定に違 反して収集さ れ、若しくは 保管されてい るとき、又は 番号利用法第 29 条の規定に 違反して作成 された特定個 人情報ファイ ル（番号利用 法 <u>第 2 条第 10</u> <u>項</u> に規定する 特定個人情報 ファイルをい う。）に記録 されていると き			るとき、番号 利用法第 20 条の規定に違 反して収集さ れ、若しくは 保管されてい るとき、又は 番号利用法第 29 条の規定に 違反して作成 された特定個 人情報ファイ ル（番号利用 法 <u>第 2 条第 9</u> <u>項</u> に規定する 特定個人情報 ファイルをい う。）に記録 されていると き
第 38 条第 1 項第 2 号の項 略			第 38 条第 1 項第 2 号の項 略		
（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 （1）から（9）まで 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1）次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルで			（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（<u>以下「個人情報ファイル簿」という。</u>）を作成し、公表しなければならない。 （1）から（9）まで 略 2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。 （1）次に掲げる個人情報ファイル ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルで		

あって、専らその人事、議員報酬、給与<u>若しくは報酬若しくは福利厚生</u>に関する事項<u>又は</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イからキまで 略 (2) 及び (3) 略 3 略 (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（<u>以下</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（<u>以下</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 略 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（<u>以下</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 及び (2) 略 3 略	あって、専らその人事、議員報酬、給与<u>又は報酬、福利厚生</u>に関する事項<u>その他</u>これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。） イからキまで 略 (2) 及び (3) 略 3 略 (開示請求権) 第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己</u>を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（<u>以下この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（<u>以下この章及び第 48 条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第 27 条 略 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（<u>以下この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1) 及び (2) 略 3 略
--	--

(訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（<u>以下</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（<u>以下</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（<u>以下</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 及び(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（<u>以下</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第39条 略 2 略	(訂正請求権) 第31条 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（<u>以下この章及び第48条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 3 略 (訂正請求の手続) 第32条 略 2 略 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（<u>以下この章において</u>「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（<u>以下この章において</u>「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 及び(2) 略 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（<u>以下この章及び第48条において</u>「利用停止請求」という。）をすることができる。 3 略 (利用停止請求の手続) 第39条 略 2 略
--	--

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（<u>以下「利用停止請求者」という。</u>）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。	3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（<u>以下この章において「利用停止請求者」という。</u>）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。 （開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等） 第 48 条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。 第 53 条 職員若しくは職員であった者、第 9 条第 2 項若しくは第 15 条第 5 項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 5 項第 1 号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は 100 万円以下の罰金に処する。 第 54 条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は 50 万円以下の罰金に処する。
---	---

第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。	第 55 条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 50 万円以下の罰金に処する。
---	--

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 53 条から第 55 条までの改正規定及び次項の規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため提案するものである。